

# 陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	2 7 5 3	受 理 年 月 日	令 和 7 年 2 月 20 日
件 名	敬老乗車証制度の交付基準の見直し等		
要 旨	<p>敬老乗車証制度は、令和4年10月から負担金や開始年齢の引上げ等について見直された。令和4年、5年の緩和期間を経て令和6年からは従前の負担金額の3倍になった。多くの高齢者が年金生活であり、昨今の物価高騰の中で負担金の大幅な引上げは家計を圧迫し、敬老乗車証の交付率は低下している。</p> <p>また、開始年齢の引上げは納得できない。高齢者の社会参加支援のための福祉施策であれば、老人福祉法で定める65歳からの適用を求める。</p> <p>なお、負担金の引上げと同時に民営バスが制度適用されたが、適用範囲が限定されているため、同じ西京区内の民間バスの利用でも負担金が生じている。</p> <p>さらに、西京区内から京都市内中心部へのアクセスには交通費がかさみ、最寄りのJR、阪急電車にも敬老乗車証の適用を求める。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 敬老乗車証の交付開始年齢を65歳とすること。</li> <li>2 敬老乗車証の負担金を改正前に戻し、所得区分を細分化すること。</li> <li>3 西京区民であれば民営バスの敬老乗車証の適用範囲をせめて西京区内（南区のJR桂川駅を含む。）とすること。</li> <li>4 敬老乗車証の適用範囲をJR（向日町駅から京都駅）、阪急（東向日駅から京都河原町駅）にも適用すること。</li> </ol>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		